夏服ズボン	地質	夏服上衣と同じとする。
	製式	冬服ズボンと同じとする。
冬正帽	地質	冬服ズボンと同じとする。
	製式	円型とし、革製の前ひさし及びあごひも並びに金色の丸打ひもの五本編一つ越し編みの飾りひもをつける。前ひさしの表面に赤色のフェルトを張り、その前縁にそって金モール製の模様をつける。あごひもの表面は、黒色のつや消しとし、あごひも及び飾りひもの両端は、帽の両側において、桜星及び桜葉を浮き彫りにした金色の耳ボタン各一個で留める。帽の腰まわりには、黒色のあや織をつけ、一条（幹部自衛官及び准陸尉は太線、幹部自衛官及び准陸尉以外の自衛官は細線）のしま織赤線の飾線をつける。天井の両側に各二個のはと目をつけ、通風口とする。正面中央に一個のはと目をつけ、帽章の附着位置とする。形状は、図のとおりとする。
夏正帽	地質	夏服上衣と同じとする。
	製式	冬正帽と同じとする。
ワイシャツ		白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、形状は、図のとおりとする。
短靴		黒色又は白色の革製とし、形状は、甲部切り替え部処理をして折り込みなしのシングルとする。形状は、図のとおりとする。
飾緒		金色又は黒色の丸打ひもを三つ編みにし、両端に金色の金属製金具をつける。形状は、図のとおりとする。
帽章		黒色で赤色に縁をとった布製台地に金色の桜星を配したものとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
階級章	一等陸佐から三等陸尉まで	黒色の布製台地に金線で満線柄の合成樹脂を張り、金色で縁どりした黒色の線と金色の桜星を組み合せたものとする。
	准陸尉	黒色の布製台地に金色で満線柄の合成樹脂を張り、金色で縁どりした黒色の線を配したものとする。
	陸曹長から三等陸曹まで	黒色の布製台地に金色で割線柄の菱形を配し、その上部に金色若しくは灰色で割線柄の山型の線を配したものとする。
	陸士長から二等陸士まで	黒色の布製台地に銀色で割線柄の菱形を配し、その下部に銀色若しくは灰色で割線柄のＶ字型の線を配したものとする。
	形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	

バンド	紺色又は白色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、金色の金属製バックルをつける。形状及び寸法は、別表第二㈠イのバンドと同じとする。
ベルト	黒色の革製とし、金色の金属製バックルをつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。
幹部候補者き章	別表第二㈠イの幹部候補者き章と同じとする。
陸曹候補者き章	別表第二㈠イの陸曹候補者き章甲と同じとする。
儀礼刀	別表第二㈠ロの儀礼刀と同じとする。

別表第二㈡ロの表第二種冬服上衣の項を次のように改める。

第二種冬服上衣	別表第二㈡イの冬服上衣と同じとする。ただし、その飾章は桜とラッパとする。飾章の形状及び寸法は、図のとおりとする。

別表第二㈡ロの表女性第三種冬服上衣の項中「左前」を「中央の金色のボタンは六個」に改め、同表第二種冬服ズボンの項を次のように改める。

第二種冬服ズボン	別表第二㈡イの冬服ズボンと同じとする。

別表第二㈡ロの表第二種夏服上衣の項を次のように改める。

第二種夏服上衣	別表第二㈡イの夏服上衣と同じとする。ただし、その飾章は桜とラッパとする。飾章の形状及び寸法は、図のとおりとする。

別表第二㈡ロの表女性第三種夏服上衣の項中「左前」を「中央の金色のボタンは六個」に改め、同表第二種夏服ズボンの項を次のように改める。

第二種夏服ズボン	別表第二㈡イの夏服ズボンと同じとする。

別表第二㈡ロの表第一種冬正帽の項中「別表第二㈡イの冬正帽と同じとする。ただし、前ひさしの表面に張るフェルトの色は、赤色」を「円型とし、革製の前ひさし及びあごひも並びに金色の丸打ひもの五本編一つ越し編みの飾りひもをつける。前ひさしの表面に赤色のフェルトを張り、その前縁にそって金モール製の唐草模様をつける。あごひもの表面は、生地と同色のつや消しとし、あごひも及び飾りひもの両端は、帽の両側において、桜星及び桜葉を浮き彫りにした金色の耳ボタン各一個で留める。帽の腰まわりには、生地と同色のあや織をつける。天井の両側に各二個のはと目をつけ、通風口とする。正面中央に一個のはと目をつけ、帽章の附着位置とする。形状は、図のとおり」に改め、同表第二種冬正帽の項を次のように改める。

第二種冬正帽	別表第二㈡イの冬正帽と同じとする。